

居宅介護支援重要事項説明書

1. 当事業所が提供するサービスについての相談窓口

電話	0897-66-1181 (9:00～18:00)
担当	渡部 久美子 柴野 博文

※ ご不明な点は、なんでもおたずねください。

2. 事業所の概要

(1) 居宅介護支援事業者の指定番号およびサービス提供地域

事業所名	宝寿園
所在地	愛媛県新居浜市東田3丁目乙11番地86
介護保険指定番号	3870501750
サービスを提供する地域※	新居浜市（島嶼部は除く）

※上記地域以外の方でもご希望の方はご相談ください。

(2) 同事業所の職員体制

職 種	資 格	常 勤	業務内容	計
管理者	主任介護支援専門員	1名	統括管理	1名
介護支援専門員	介護支援専門員	2名（常勤兼務1）	居宅介護支援	専従1 兼務1

(3) 営業日及び営業時間

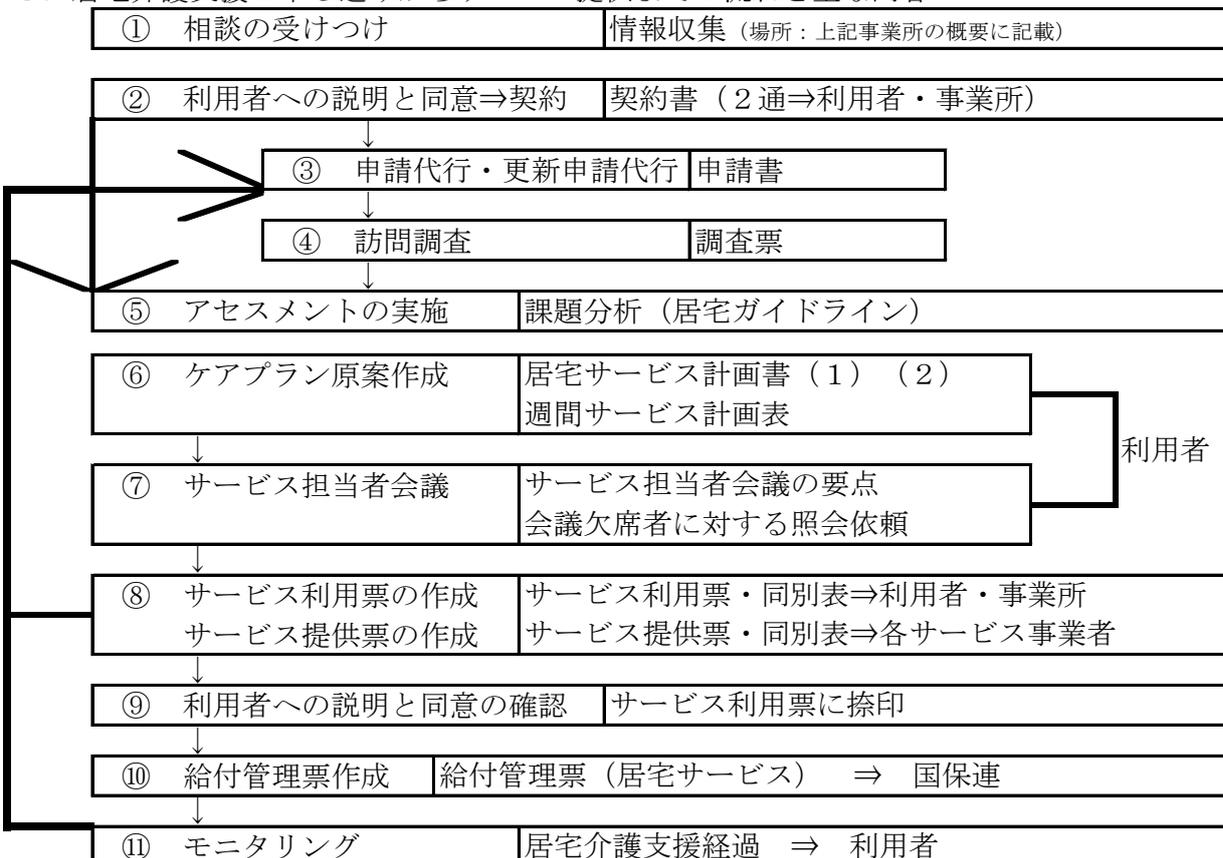
平日（月曜日から金曜日）	午前9時00分～午後6時00分
--------------	-----------------

※ 但し、12月31日から1月3日は除く

(4) 事業の目的

事業者は、介護保険法令の趣旨に従い、利用者がその居宅において、その有する能力に応じ、可能な限り自立した日常生活を営むことが出来るよう支援することを目的として、居宅介護支援を提供します。

3. 居宅介護支援の申し込みからサービス提供までの流れと主な内容



4. 利用料金

(1) 利用料

要介護認定を受けられた方は、介護保険制度から全額給付されるので自己負担はありません。

* 保険料の滞納等により、法定代理受領ができなくなった場合、1ヶ月につき下記の表の利用料をいただき、当事業所からサービスの提供証明書を発行いたします。

このサービス提供証明書を後日保険者の窓口提出しますと、利用料払戻を受けられます。

イ 居宅介護支援費 (1月につき)	(1) 居宅介護支援費 (I)	要介護 1・2	1,086単位	
		要介護 3・4・5	1,411単位	
	(2) 居宅介護支援費 (II)	要介護 1・2	544単位	
		要介護 3・4・5	704単位	
	(3) 居宅介護支援費 (III)	要介護 1・2	326単位	
		要介護 3・4・5	422単位	
ロ 初回加算	(1) 初回加算		+300単位	
ハ 入院時情報連携加算	(2) イ 入院時情報連携加算 (I)		+250単位	
	ロ 入院時情報連携加算 (II)		+200単位	
ニ 退院退所加算	(3) 退院・退所加算	連携1回	カンファレンス参加 [無]	+450単位
			[有]	+600単位
		連携2回	カンファレンス参加 [無]	+600単位
			[有]	+750単位
		連携3回	カンファレンス参加 [有]	+900単位
緊急時等居宅カンファレンス加算 (月2回まで)			200単位	
通院時情報連携加算(月1回まで)			50単位	

(2) 交通費

前記2の(1)のサービスを提供する地域にお住まいの方は無料です。それ以外の地域の方は、介護支援専門員がお訪ねするための交通費(往復)の実費が必要です。

尚、自動車を使用した場合は、通常の事業の実施地域を越えた時点から1キロメートルにつき30円です。

5. 当事業所の居宅介護支援の特徴等

(1) 運営の方針

1. 居宅介護支援事業は、その利用者が要介護状態等となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した生活を営むことができるように配慮するとともに、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から総合的且つ効率的に提供されるよう配慮して行います。

2. 事業所の介護支援専門員は、居宅介護支援の提供にあたってはその利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される居宅サービス等が特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏ることのないよう、公正中立に行います。居宅サービス計画作成にあたって利用者から介護支援専門員に対して複数の指定居宅サービス事業者等の紹介を求めることや、居宅サービス計画原案に位置付けた指定居宅サービス事業者等の選定理由の説明を求めることが可能です。

3. 事業所の職員は、事業の運営に当たっては、市町村、地域包括支援センター、老人介護支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、介護保険施設、指定特定相談支援事業者等との連携に努めます。

(2) 居宅介護支援の実施概要等

居宅介護支援の流れについては前記3のとおりです。

6. 事故発生時の対応

当事業所業務の提供により事故が発生した場合には速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

緊急連絡先1

氏名	渡部 久美子	電話	0897-66-1181
住所	愛媛県新居浜市東田3丁目乙11番地86	携帯	090-2787-1181

緊急連絡先2

氏名	井下 堅	電話	0897-67-1670
住所	愛媛県新居浜市荷内町6番21号	携帯	090-5375-6545

当事業所業務の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行います。

7. サービス内容に関する苦情

(1) 当事業所お客さま相談・苦情担当

当事業所の居宅介護支援に関するご相談・苦情および居宅サービス計画に基づいて提供している各サービスについてのご相談・苦情を承ります。

担当	渡部 久美子	電話	0897-66-1181
	柴野 博文	FAX	0897-43-7300
受付時間	月曜日～金曜日 9:00～18:00		

(2) 公的機関の苦情窓口

当事業者以外に、市区町村等の相談・苦情窓口で苦情を伝えることができます。

新居浜市 介護福祉課	所在地	新居浜市一宮町1丁目5番1号
	電話	0897-65-1241
	FAX	0897-37-3844
	受付時間	月曜日～金曜日 8:30～17:15
愛媛県国民健康 保険団体連合会	所在地	松山市高岡町101番地1
	電話	089-968-8700
	FAX	089-968-8717
	受付時間	月曜日～金曜日 8:30～17:15

* 祝日・年末年始(12/29～1/3)は除く。

8. 個人情報保護等について

1. 事業者、介護支援専門員および事業者の使用する者は、サービス提供をする上で知り得た利用者およびその家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も同様です。
2. 事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いません。
3. 事業者は、利用者の家族から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、当該家族の個人情報を用いません。

9. 特定個人情報等の取扱いについて

1. 事業者は利用者の介護サービス提供を支援するために、「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」で定める個人番号（個人番号通知カード、個人番号カードの写し等、以下において同じ）を利用者または契約者の同意を得て入手し、介護保険等に関する諸手続きや申請の際に番号を使用します。
2. 利用契約中にある場合は、預かった個人番号は施設の取扱い規定や基本方針に基づき、厳重に保管するものとし、あらかじめ説明している目的以外では番号を使用しません。
3. 利用者又は契約者自らにより介護保険に関する申請を希望する場合や「利用契約」が終了となる場合は、預かった個人番号は返却または事業所で責任をもって廃棄します。

10. 虐待防止に対する措置について

事業者は利用者の人権の擁護、虐待の防止等の為、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じます。